

第2章 韓国・チリ FTA 協定を巡る現況

柳 京熙（日本学術振興会外国人特別研究員）

1. 韓国の FTA 政策

韓国はこれまで WTO を中心とする自由貿易体制の優越性を支持し、自由貿易協定 (FTA) を含む地域統合は WTO 体制に符合しないという立場をずっと堅持してきた。しかし WTO 体制のスタート後、地域統合はむしろ WTO を補完する形で世界的な拡散が見られるようになった。したがって、今後の輸出増大と海外市場拡大のためには FTA を含む地域統合に積極的に参加する必要性が経済界・学識者より強く提議されている。すなわち輸出依存型経済構造下にある韓国にとって、FTA は重要であるとの社会的関心が次第に高まり、政治的選択を迫られるようになったのである。

このような政策的転換が行われた社会的背景について若干述べると、1997 年の金融危機によって改革と開放政策への転換がある程度行われ、地域統合の拡散・深化に対し、既存の経済的利益を損なわないためにも FTA は一つの選択であるとの社会的認識が形成されてきている。

このような社会・政治的な背景もあって、1998 年 11 月に韓国政府は FTA を推進することとし、FTA の初交渉国としてチリを選定した。

2. FTA 交渉国としてのチリの選定理由

韓国が初めての FTA 交渉国としてチリを選定した一番大きな理由としては、以下のよう
なことが考えられる。

まず自由貿易協定の相手国を選定する際、様々な優先事項が検討されるが、まず両国経済における相互補完性が一番の優先事項である。韓国とチリの経済的状況を勘案すると、必ずしも近隣諸国や主要貿易国と比べ経済的効果は大きいといえない。しかし両国の経済分野の相互補完性を考えると、脆弱な産業部門への被害を最小限に抑えることとともに、南米やアジアといった経済・貿易の拠点地域を確保するには絶好の機会でもある。また、チリとの FTA によって一番被害が大きいと予想される韓国の農業部門においても、一部の果実を除けば、それほど大きな問題にならないとの判断があったと考えられる。さらに、1999 年時点での韓国の対チリ輸出品目を見ると、機械、家電製品、織物などの韓国の主力輸出品目が上位を占めている（第 1 表）。

第 2 表はチリにおける韓国の主要製品の市場占有率であるが、これらの品目を細かく見ると、チリ国内における韓国産自動車・エレベーター・TV は二位、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、掃除機は一位を占めるなど、韓国にとっていかにチリが重要な貿易国であるかがよくわかる。

また、チリにとっても、1999 年時点で韓国は主要輸出国の中で 6 番目となっている（第

第1表 品目別輸出入の現況（1999年度）

単位:百万ドル、%

| 韓国→チリ | | | チリ→韓国 | | |
|-------|-----|------|--------|-----|------|
| 品目 | 金額 | 割合 | 品目 | 金額 | 割合 |
| 輸送機械 | 153 | 33.6 | 非鉄金属 | 469 | 57.5 |
| 家電用電気 | 85 | 18.7 | 金属鉱物 | 186 | 22.8 |
| 織物 | 43 | 9.5 | 林産物 | 51 | 6.3 |
| 有機化学品 | 36 | 7.9 | 有機化学品 | 17 | 2.1 |
| 産業用電子 | 18 | 4 | 紙製品 | 59 | 7.2 |
| ゴム製品 | 17 | 3.7 | 農産物 | 14 | 1.7 |
| 繊維製品 | 12 | 2.6 | 水産物 | 12 | 1.5 |
| 一般機械 | 16 | 3.5 | 無機化学物 | 5 | 0.6 |
| 電子部品 | 15 | 3.3 | プラスチック | 0.6 | 0.1 |
| 油類製品 | 10 | 2.2 | 製菓原料 | 0.2 | 0 |
| その他 | 50 | 11 | その他 | 1.2 | 0.1 |

出所：対外経済政策研究院（2000年）

原資料：韓国貿易協会の資料。

第2表 チリにおける韓国製品の占有率

単位:%

| | |
|----------|------|
| 洗濯機 | 73.1 |
| 冷蔵庫 | 66.3 |
| 電子レンジ | 61.5 |
| 冷延鋼板 | 62.4 |
| 自動車バッテリー | 55.3 |
| オーディオテープ | 43.7 |
| 合成織物 | 48.8 |
| ビデオテープ | 37.8 |
| 自動車 | 26.2 |

出所：対外経済政策研究院（2000年）

原資料：韓国貿易協会の資料。

注：1999年の実績

第3表 チリの主要輸出国の現況

単位：百万ドル、%

| | 1997年 | | 1998年 | | 1999年 | |
|----------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 |
| 1 アメリカ | 2711 | 15.9 | 2593 | 17.1 | 3089 | 19.4 |
| 2 日本 | 2676 | 15.7 | 2109 | 13.9 | 2277 | 14.3 |
| 3 イギリス | 1062 | 6.2 | 955 | 6.3 | 1085 | 6.8 |
| 4 アルゼンチン | 781 | 4.6 | 703 | 4.6 | 727 | 4.6 |
| 5 ブラジル | 957 | 5.6 | 800 | 5.3 | 688 | 4.3 |
| 6 韓国 | 990 | 5.8 | 444 | 2.9 | 684 | 4.3 |
| 7 イタリア | 500 | 2.9 | 621 | 4.1 | 637 | 4 |
| 8 メキシコ | 376 | 2.2 | 505 | 3.3 | 624 | 3.9 |
| 9 ドイツ | 747 | 4.4 | 675 | 4.4 | 557 | 3.5 |
| 10 オランダ | 432 | 2.5 | 388 | 2.6 | 511 | 3.2 |

出所：対外経済政策研究院（2000年）

原資料：韓国貿易協会の資料

3表)。

さらに韓国はチリの主要輸入国の中でも12番目となっており、両国は極めて密接な経済関係を構築していることが分かる(第4表)。同時点での対韓国貿易収支が3億6千万ドルの黒字であることもFTA交渉に至った大きな要因である(第5表)。

第4表 チリの主要輸入国の現況

単位：百万ドル、%

| | 1997年 | | 1998年 | | 1999年 | |
|----------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 |
| 1 アメリカ | 4333 | 23.6 | 4164 | 22.9 | 3023 | 21.7 |
| 2 アルゼンチン | 1837 | 10 | 1984 | 10.9 | 2022 | 14.5 |
| 3 ブラジル | 1243 | 6.8 | 1134 | 6.2 | 968 | 7 |
| 4 中国 | 659 | 3.6 | 710 | 3.9 | 660 | 4.7 |
| 5 日本 | 1055 | 5.8 | 1012 | 5.6 | 636 | 4.6 |
| 6 ドイツ | 843 | 4.6 | 829 | 4.5 | 583 | 4.2 |
| 7 メキシコ | 1076 | 5.9 | 710 | 3.9 | 580 | 4.2 |
| 8 イタリア | 700 | 3.8 | 692 | 3.8 | 515 | 3.7 |
| 9 フランス | 502 | 2.7 | 681 | 3.7 | 417 | 3 |
| 10 カナダ | 433 | 2.4 | 353 | 1.9 | 411 | 3 |
| 12 韓国 | 589 | 3.2 | 562 | 3.1 | 406 | 2.9 |

出所：対外経済政策研究院(2000年)

原資料：韓国貿易協会の資料

第5表 韓国の対チリ交易の現況

単位：百万ドル、%

| | 1997年 | 1998 | 1999 | 2000 |
|------|-------|------|------|------|
| 輸出 | 655 | 567 | 455 | 477 |
| 輸入 | 1162 | 707 | 815 | 750 |
| 貿易収支 | -507 | -140 | -360 | -273 |

出所：対外経済政策研究院(2000年)

原資料：韓国貿易協会の資料

3. 韓国・チリFTA締結までの道程

チリとのFTA協定に向けて国内の調整を進める中、1998年11月の韓国・チリ首脳会談の結果を受けて、1998年12月に韓国・チリ両国のFTA推進委員会が構成され、FTA締結に向けて本格的に動き始めた(第6表を参照)。その後、推進委員会の検討を踏まえ、1999年9月にニュージーランドで開催されたAPEC首脳会談の時に、韓国・チリはFTA交渉を開始することに合意したのである。第3次交渉を終えた2000年11月に両国首脳は再度会談し、早期妥結に向けて合意したが、その道程は険しいものであった。

2003年2月に両国で交わされたFTA協定は、同年8月にはチリの両議院で批准された

にもかかわらず、韓国国会では翌年の2月16日に批准された。農村地域から選出された国会議員による反対もあったが、何より農業生産者の反発が一番の要因である。したがって、2003年2月15日に韓国・チリの外務長官によって署名されたFTA協定は、1年を過ぎた2004年4月1日より公式に発効されたのである。

第6表 韓国・チリのFTA交渉の日程

| 日 時 | 内 容 |
|------------------|-----------------------|
| 1999. 12. 14~17 | 第1次交渉開催 |
| 2000. 2. 29~3. 3 | 第2次交渉開催 |
| 2000. 5. 16~19 | 第3次交渉開催 |
| 2000. 12. 12~15 | 第4次交渉開催 |
| 2002. 2. 21~22 | 譲歩案交渉再開のための高位級協議の開催 |
| 2002. 8. 20~23 | 第5次交渉開催 |
| 2002. 9. 11~13 | 商品譲歩案別途交渉開催 |
| 2002. 10. 10~11 | 商品譲歩案別途交渉開催 |
| 2002. 10. 18~21 | 第6次交渉開催 |
| 2002. 10. 24 | 交渉妥結 |
| 2003. 2. 15 | FTA正式署名 |
| 2003. 7. 8 | FTA批准案の国会提出 |
| 2003. 8. 26 | チリ下院FTA批准案通過 |
| 2003. 12. 26 | 韓国国会常任委員会通過 |
| 2003. 12. 29 | 韓国国会の本会議で延期（1回目） |
| 2004. 1. 8 | 韓国国会の本会議で延期（2回目） |
| 2004. 1. 22 | チリFTA上院批准案 満場一致で通過 |
| 2004. 2. 9 | 韓国国会の本会議で延期（3回目） |
| 2004. 2. 16 | 韓国国会本会議通過 |

資料：著者作成。

4. 交渉妥結内容

農産物の主要品目についての協定内容を見ると、農業部門に大きな影響が予想される品目については、FTA対象からの除外または7~16年かけて関税を漸次引き下げることにした。その他、交易の比重が低い品目や影響が少ないと判断された品目については、5年以内に関税撤廃を行うことにした。

①FTA対象から除外（21品目）：米、リンゴ（生鮮）、梨（生鮮）

②季節関税（1品目）：生鮮ぶどう

11月~4月に輸入されるチリ産ぶどうに限定して関税（46%）を協定発効後、10年間は均等割合で削減させ、残りの期間（5月~10月）は現在のようなWTO譲歩関税率を適用する。

③DDA（WTOドーハ開発アジェンダ）交渉終了後に論議する（383品目）：唐辛子、ニンニク、たまねぎ、粉ミルクなど

具体的な関税撤廃計画をあらかじめ提示せず、DDA交渉が終わった後に改めて論議す

る。

- ④TRQ（無関税クォータ）を提供し、DDA 交渉後に改めて論議する（18 品目）：
牛肉（400 トン）、鳥肉（2,000 トン）、ホエイ（1,000 トン）、スモモ（280 トン）、柑
橘など
- ⑤16 年以内撤廃（12 品目）：調剤粉ミルク、果実混合ジュースなど
6 年据え置き後、10 年間は関税の漸次削減を行う。
- ⑥10 年以内撤廃（212 品目）：桃、豚肉、柿など
協定発効後、10 年間は均等割合で関税を削減する。
- ⑦9 年以内撤廃：その他の果実ジュース
協定発効後、9 年間は均等割合で関税を削減する。
- ⑧7 年以内撤廃（35 品目）+TRQ（七面鳥肉は TRQ（600 トン））提供：桃の缶詰め、
種子用とうもろこし、七面鳥肉など
協定発効後、7 年間は均等割合で関税を削減する。
- ⑨5 年以内撤廃（550 品目）：糖類、チョコレート、麺類など
協定発効後、5 年間は均等割合で関税を削減する。
- ⑩即時撤廃（213 品目）：種牛、種豚、動物性油脂、原皮など
協定発効後、直ちに関税を撤廃。

5. 農産物関連協定文の主要内容

（1）セーフガード部門

輸入急増で被害発生の恐れがある場合、関税引き上げなど農産物にだけ適用されるセーフガードを確保した。これは WTO セーフガードよりも発動が容易であり、発動期間および回数制限がないことが特徴である。

（2）原産地部門

第三国経由の輸入防止のために厳格な原産地規定を用意する一方、肉類、新鮮果実類はチリで生産された場合に限定しチリ産として認定する。なお、肉類はチリで生産・屠畜されたものに限定する。

（3）動植物検疫（SPS）部門

WTO/SPS 協定の一般原則に従うこととする。

6. 今後の予想と対応

（1）FTA 協定以降の予想

韓国・チリの FTA 締結により、チリ側は自動車、携帯電話、コンピューター、鉄鋼パイ

ブなど 2,450 余りの品目(対チリ輸出の 67%)の自由化を協定発効後直ちに断行している。また自動車部品、ポリエチレンなどの 2,000 余りの品目についても今後 5 年間に削減することで合意しているため、韓国の対チリ輸出は大幅に増加すると予想される。加えて、FTA に含まれた政府調達協定 (GAP: チリが推進中である社会間接資本拡充のための大規模プロジェクトであり、年間政府調達規模は 20~30 億ドル水準である) に韓国企業の参加が認められたため、韓国企業のチリへの進出は活発になることが予想される。

これに対し、一番被害が大きいと予想された農業部門について見ると、チリは交渉当初からすべての農産物を自由化対象に含めるとの立場を固守し、交渉は難航したが、結果的に韓国にとって一番の被害が予想される米、りんご、なしを自由化対象から完全に除くことが出来た。そのかわり、チリは韓国産の冷蔵庫、洗濯機を自由化対象から除外した。もちろん韓国政府は農業部門に対して最大限の配慮を見せたが、果樹部門、特に施設ぶどう、キウイ、桃、スモモなどへの影響は避けられない状況となり、今後大きな打撃を受けることが予想される。農林部の試算によれば、FTA の協定結果を踏まえての果樹部門の被害額は今後 10 年間の間に毎年 586 億ウォンに及ぶと予測している⁽¹⁾。

(2) 政府の農業支援対策

韓国政府は、FTA 締結前から農業部門への対策を公表している(第 7 表、章末の資料 1)。

まず、FTA の支援特別法からみてみよう。この支援策は、今後 7 年間で 1 兆 2 千億ウォンの基金を助成し、FTA によって被害を受ける生産者(主に果樹部門)への競争力の向上や経営安定を目的とする支援である。

第7表 FTA関連の農業対策

| | |
|----------|---|
| 2003年7月 | FTA支援特別法発議 |
| 2003年11月 | 119兆ウォン農業・農村投融资計画 |
| 2003年12月 | 農漁村特別税法改訂案国会通過 |
| 2004年2月 | 負債軽減特別法及び生活の質向上法国会通過 |
| 2004年3月 | FTA支援特別法国会通過 |
| 2004年4月 | FTA移行支援委員会および実務委員会構成 |
| 2004年5月 | FTA実務委員会および国務会議審議を経て 2004年FTA基金運用計画確定(1,607億ウォン) |

資料：著者作成。

助成金額と助成方法については確定しており、具体的な案も一部確定し 2004 年 6 月 1 日より施行されている。さらに、政府主導による農業支援策の問題を解消するために、FTA 移行支援委員会を設置し、農林部長官を委員長として生産者を含む 15 人以内で委員が構成され、支援の監視を行うようにしたことが大きな特徴である。それを見ると、従来の政策との大きな相違点として以下の点があげられる。

(1) 農林部のホームページ引用、貨幣単位については 2004 年 11 月時点で 1 ウォン=0.1 円である。

まず、2004年度のFTA基金運用計画(1,607億ウォン)の内訳を見ると、競争力強化に1,181億ウォン、廃業推進に234億ウォン、所得補填に139億ウォンとなっている。中でも競争力の促進に最も多くの予算が配置され、総事業費の75%を占めており、将来輸出の拡大までを狙った政策転換を行っている。さらに従来のトップダウン形式の政策ではなく、地方自治体の自主的な政策立案を要求していることである。また、政策の実効性を高めるために様々な工夫がなされている。特に、専門化グループによる政策の事後評価を強調している。場合によっては予算配分の格差をつけることも出来るようになった。これらの諸施策は政策の一貫性を確保する狙いがあると思われるが、これまでの韓国農政から見れば大きな転換である。

次に、負債軽減に関する特別措置法について見ることにしたい。これについては、中長期の政策資金および相互金融資金などの償還期間を延長または金利の引き下げを主要骨子としている。主な内容としては、現行金利の大幅な引下げ(4%→1.5%, 2004年以降の償還分の中長期政策資金分)、(6%→3%, 2001年の負債対策支援分である相互金融資金分)、(6.5%→3%, 2001年の負債対策分である農業経営改善資金および相互金融低利対替資金)を行い、連帯保証被害者についての償還期間(2001年負債対策分)を現行の3年据置き7年分割償還から3年据置き17年分割償還へと延長し、早期に利子の償還を完了した農家に対しては利子の40%(現行20~30%)を返すように改訂された。また、災害・疾病による一時的な経営危機についても支援策を新設した。

これらの制度は一定期間内の負債についての期限付きの支援策ではあるが、対象金額を見ると、金利の引き下げにおよそ25兆ウォン、連帯保証による支援は4,500億ウォンに及ぶ。その他にも、災害・疾病による経営支援に2,000億ウォン(2004年中)を確保することとなっている。さらに、農漁村特別税法の期限を2004年から2014年までに延長し、119兆ウォンの財源を確保することとした。その他農漁村住民の生活の質を都市水準に向上させるために、2004年6月6日より「生活の質向上特別法」を施行した。

以上、農業部門に対する政府の支援策について簡単に説明したが、全国農民連帯⁽²⁾が設立当初主張していた要求事項(章末の資料2)の大部分を政府が受容した形となり、農民運動の政治的な結束力が初めて全面的に発揮された格好となっている。これらの背景には、国民による参与政府をうたう現政権の配慮が大きく作用していたと考えられる。

(2) 全国的規模の農民組織の胎動によって、韓国の農民運動は年々激しくなり、その過程の中で政治的な発言力を強めるための全国規模のデモンストレーションが行われている。特に、2003年9月にメキシコのカンクンで起きた韓国農業経営人中央連合会長の自殺事件によって農民運動はピークを迎えた。韓国では様々な農民団体が組織されており、その中でも全国農民連帯は2003年5月19日に既存の全国農民会総連盟、全国農業技術者協会、全国女性農民会総連合会、全国韓牛協会、韓国カトリック農民会、韓国酪農肉牛協会、韓国農業経営人中央連合会、韓国女性農業人中央連合会、韓国有機農業協会など主要九つの農民団体が、全国農民団体協議会(FTA批准に賛成した団体)に反旗をあげて組織した急進路線の農民組織体である。147人の国会議員らからチリFTA反対署名を導き出したのもこの団体で、政治的な発言力を高めるための組織でもある。

(3) FTA 締結以降の新しい動向

FTA 発効後の実施期間が短いため、その経済的効果の分析までは出来ないが、顕著な変化だけを見ると、まずチリ産ワインは FTA 締結以降 3 倍も輸入が増加している。

これに対し、韓国産自動車の輸出は 2004 年 7 月時点で 12 万 5 千台となっており、2003 年の実績である 16 万台を超える勢いである。さらに、テレビにおいては 2004 年時点で 7,100 台を輸出し、すでに前年度の実績を超えている。

一方、韓国対チリの貿易赤字の増加も顕著となっている。FTA 発効後 4～8 月までの貿易赤字は約 5 億 3 千万ドルとなっており、2003 年度の貿易赤字である 5 億 4 千万ドルに迫る勢いである。しかしこれらの数値は短期間での実績なので、これからもその変化に注目していく必要がある。

それでは、FTA による経済的損失を一番受けるといわれている農業部門への支援はどのようなになっているか若干触れることにしたい。現在確定した支援策は果樹部門に限られているが、その中でも競争力の促進を促すために、廃業補助金制度を設けた（第 8 表を参照）。これを見ると、それぞれの品種の三年間の純収入額に該当する金額を支給することで、支給を受ける果樹園は実質的に栽培中止となる。品種ごとの支給額を見ると、施設ぶどうの場合 3 千坪当たり 1 億 3 千万ウォン、桃の場合 3 千坪当たり 3 千 4 百万ウォンと決定されている。第 8 表でも示されているように、品種によって若干違うが、平均的に廃業面積は全体の 2 割を超えており、今後の対応が注目される。

第8表 果樹農家廃業申し込み現況

| | 栽培面積 (A) | 申し込み内訳 | | | |
|-------|-------------|--------|-------|-------|----------------|
| | | 農家数 | 面積(B) | (B/A) | 金額(10億 ウォン) |
| 施設ぶどう | 1,641 | 1,145 | 382 | 23.3 | 39.4 |
| 桃 | 15,880 | 11,197 | 4,047 | 25.5 | 139.5 |
| キウイ | 873 | 304 | 88 | 10.1 | 3.6 |
| 計 | 18,394 | 12,646 | 4,517 | 24.6 | 182.5 |

資料：月間雑誌「新東亜」（2004年10月）より引用。

注：面積単位はhaである。

〔引用文献〕

- [1] 農林部（2004）『FTA 移行支援対策』。
- [2] 韓国農村経済研究院（2002）『韓・チリ FTA に対応した農業部門対策』。
- [3] 対外経済政策研究院（2000）『韓・チリ自由貿易協定の推進背景・経済的効果及び政策的示唆点』。

(資料1, 柳京熙訳)

FTA 移行支援対策

—2004年5月農林部—

1. 政策課題および推進方向

□ FTA 支援資金を自由化に備えた果樹産業構造改善のために活用

○ 需給分析を土台とした適正栽培面積を維持

- 韓国・チリ FTA 締結によって関税が撤廃される品目（ぶどう、桃、キウイ）の栽培農家のうち、希望農家に対しては廃業支援を行う。

- 梨、甘柿、柑橘などの過剰基調にある主要果樹に対しても間伐および廃業をサポートする。

○ 最適営農規模を取り揃えて技術農業を実践する農家を育成

- 1.5ha 以上：（2002年）18千戸 → （2010年）22千戸（総生産量の50%を担当）

- 農地購入資金を支援、重点生産者に対し流通体系の確立に支援を行う。

○ 新規で造成された果樹園に対しては支援政策対象から除外

<2010年指標（推定）>

栽培面積：（2002年）166千ha → （2010年）150千ha（△10%）

生産量：（2002年）2,500千トン → （2010年）2,300千トン（△8%）

農家数：（2002年）247千戸 → （2010年）190千戸（△23%）

1戸あたり面積：（2002年）0.67ha → （2010年）0.79ha（+18%）

□ 高品質生産・流通を支える施設技術支援

○ 品質で競争可能になるような品目に対し、生産施設に重点支援

○ 品質保証・優良規格苗木の生産・流通体系の定着

○ 高品質生産技術の開発および普及体系構築

- 技術情報などの多様な関連情報サービスを提供するためのポータルサイト運営

- 品目別技術協議体を構成して現場の諸問題を解消する技術開発および支援体系を常時運営

□ 生産・流通を主導する広域品目組織を育成

○ 専門農協育成、品目連合会活性化など制度の改善を推進

○ 消費パターン変化に迅速に対応して、市場交渉力を確保出来る専門施設の支援を推進

- 全国の圏域別産地流通施設配置計画によって拠点流通施設を効率的に配置

- 流通組織化を通じて現代化された生産・流通の実現に支援

* ブランド流通：（2002年）9% → （2010年）50%

○ 品目別組織中心の自律需給体系の定着に支援

- 広域品目別組織の自律的体制作りに支援

- 自助金・流通活性化資金など支援を通じて消費促進、出荷調節など自律実施

- 高品質果樹の安定的輸出体系の定着
 - 専門生産輸出団地（49カ所）の生産・出荷基盤を整備
 - 物量より品質を中心とした市場開拓
 - 農産物輸出物流センター完工を契機に輸出品の規格化促進
- 自然災害による経営不安を解消する安全装置確保
 - 保険対象品目および適用対象・災害の範囲を拡大，支援率引上げなど
 - 長期的にすべての災害（All-Risk）を対象に実施

II. 果樹産業育成対策

1. 基本方向

- 果樹産業は韓・チリのFTAだけでなく今後のDDA展開如何にかかわらず持続可能になるように今後7年間（2004～10年）かけて競争力向上を重点的に推進する
 - 品質として外国産と競争が可能になるように高品質生産および差別化された流通体系定着に必要な事業を集中支援
 - 新規果園造成，個別農家への単位投入財購入，個別流通施設設置など構造改善効果のない支援は排除
 - 重点農家による品目別流通組織に重点支援
 - 農家単位の高品質生産施設の支援においても品目別生産・流通総合計画によって組織に参加する農家に支援
 - 地方自治体の自律的計画を土台に厳格な審査を経て支援
 - 地域特性を反映した地方自治体の品目別自律事業計画を審査して優秀な地域または品目組織単位で一括支援
 - 自由化によって直接被害を受ける農家に対しては経営安定支援
 - チリからの輸入によって国産価格が下落する時，一定の補填を行う
 - 関税減縮品目の栽培農家が希望する場合廃業支援

2. 推進方式

- 事業効率性向上および地方農政活性化のために地方自律計画事業と中央推進事業に区分
- 地域特性反映の必要な事業は地方自治体自律計画事業で推進
 - 農林部が事業目的達成のために事業方向および支援基準を提示
 - 地方自治体は高品質果実生産・流通総合事業計画を自律樹立
 - （従来）個別事業別・個別経営体別支援計画樹立
 - ⇒（改善）品目別組織単位で総合事業計画樹立
 - 市・道別で主要総合事業計画単位別産学連関専門家協議体を構成し事業計画樹立過程に参加して諮問および検証実施

- 必要に応じて市・郡にも協議体を置いて活用
- 農林部は地方自治体事業計画について審査し支援規模を確定
- 民間専門家が参加する審査団を構成して事業妥当性、事業推進能力などを審査
- 優秀地域(品目別組織)の事業計画単位で予算一括支援
- 事業成果を評価し、実効性ある事業だけを支援
- 事業内容および地方自治体によって財源配分に格差をつける
- 全国単位で同一基準を適用しなければならない事業は政府が主管
- 対象事業：廃業支援、直接支払い、果樹園規模化、研究開発および広報事業

(資料 2)

全国農民連帯の要求事項

1. WTO/DDA 農業交渉および米輸入開放反対
2. 南北統一に備え、米自給および食糧主権確保のための総合対策樹立
3. 農業、農村をいかすための農業投資計画および財源確保
4. 韓国・チリ自由貿易協定批准中断および DDA 農業交渉以後再論議
5. 相互金融負債を含めた農家負債特別法改訂
6. 信用・経済分離の早期移行などの根本的な農業協同組合改革
7. 再生産が可能な水準で農業災害対策法制定
8. 実質的所得保障になる直接支払い制拡充と農家所得安全網構築
9. 生活の質を向上させるための農漁村福祉特別法早期制定
10. 国産農産物消費促進および青少年健康増進のための学校給食法改訂